

付 録

1. 国立学校設置法抜萃

国立学校設置法 昭和 24 年 5 月 31 日公布 法律第 150 号

第 2 章 国 立 大 学

第 4 条 国立大学に、左表（下）の通り研究所を付置する。

大学の名称	研究所の名称	位 置	目 的
東 京 大 学	生産技術研究所	千葉県	生産に関する技術的問題の科学的総合研究並びに研究成果の実用化試験

2. 生産技術研究所内の諸規程

目 次

A) 航空研究所・生産技術研究所連絡会議内規	132
B) 生産技術研究所運営関係委員会設置規程	132
1) 常務委員会規程	132
2) 特別研究審議委員会規程抜萃	133
3) 工作委員会規程抜萃	133
4) 図書委員会規程抜萃	134
5) 写真委員会規程抜萃	134
6) 出版委員会規程	134
7) 営繕委員会規程	135
8) 厚生委員会規程抜萃	135
C) 生産技術研究所報告発行内規	136
D) 生産技術研究所研究員取扱内規	136
E) 生産技術研究所研究生規程	137
F) 生産技術研究所受託規程	138
G) 生産技術研究所勤務発明暫定規程	139
H) 東京大学受託研究員規程	140
I) 生産技術研究所輪講会要項	141

A) 航空研究所・生産技術研究所連絡会議内規

第1条 航空研究所・生産技術研究所は、その事業を行なうにあたり、互いに緊密な連絡をとり、事業の円滑な運営を目的として協同的に処理すべき問題について、連絡協議するため航空研究所・生産技術研究所連絡会議（以下会議と称する）を設ける

第2条 会議は、委員および幹事で組織する

委員は、議事を協議決定し、幹事は庶務・会計の事務を行なう

第3条 委員は、次の通りとする

1. 航空研究所長
2. 生産技術研究所長
3. 航空研究所所属の教授・助教授の中から選ばれた者5名以内
4. 生産技術研究所所属の教授・助教授の中から選ばれた者5名以内

所長でない委員の任期は、2年とする

幹事は、航空研究所事務長および生産技術研究所事務長をこれに充てる

第4条 会議は、毎月1回常例的に開催する。ただし必要があるときは、双方協議の上臨時に会議を開催することができる

第5条 会議の議長は、交互にいずれかの所長がこれに当たる

第6条 会議が必要と認めた場合は、委員以外のものを参加させ、その意見を聞くことができる

付 則

この内規は、昭和24年12月15日から実施する

B) 生産技術研究所運営関係委員会設置規程

第1条 生産技術研究所長は、所内の運営上の諸問題について必要ある場合は、その目的別に委員会を設けることができる

第2条 前条の委員会は、所長の諮問に答え、所内の運営の向上、合理化、処理方針等の審議を行なうものとする

第3条 所長が必要と認めるときは、委員会の長に運営事務の一部を分掌させることができる

第4条 各委員会の目的、構成、任務等については別に定める規程による

1) 常務委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に常務委員会（以下委員会と称する）を置く

第2条 委員会は所長の諮問に応じ所の運営に関する重要事項を審議企画し、かつ常務の打合せをなす外、次の事項を行なう

1. 教授総会から委託された事項を処理すること
2. 生研報告発行に関する審議をすること
3. 委託研究の受諾の可否に関する審議をすること
4. その他所長が必要と認められた事項

第3条 常務委員は各研究部2名をもって組織し、その部の教授・助教授の互選による

第4条 常務委員の任期は1年とし補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。引き継ぎ2期在任した常務委員は任期満了後2年間は常務委員に選ばれない。ただし補欠委員として

1年に満たない期間は在任期間と見做さない

第5条 所長は委員会を招集し、その議長となる

第6条 所長は委員会の議事を円滑にするため必要がある場合は常務委員を指名して事前調査または事前審議等を行なわせることができる

第7条 第3条により選出された常務委員の中1名を部主任としその部を代表する

第8条 委員会における各部2名の常務委員は全く同等の立場に立つものとする

第9条 委員会には代理者の出席を認めない。ただしその部所属の常務委員が2名とも不出席できない場合は、その部の教授または助教授の中から1名を出席させなければならない

第10条 常務委員が病気その他海外出張等で長期にわたり出席できないときは臨時代理を置くものとする

第11条 所長が必要と認めたとときは、常務委員以外のものを委員会に列席させ意見をきくことができる

付 則

この規程は昭和33年6月18日から実施する

2) 特別研究審議委員会規程抜萃

第2条 委員会は、所長の諮問に答え、次の事項を審議する

1. 特別研究費の配分に関すること
2. 特別研究費の予算要求資料の作成
3. 特別研究費による事業の達成に関する事項
4. その他特別研究に関し、所長が必要と認めた事項

第3条 前条にいう特別研究費とは、各部に経済的に配当される研究費以外で、研究所の使命達成のため、特別に配付された研究費、または生研内で特別に考慮された研究費等をいい、科学研究費・受託研究費および常務委員会において特に除外したものは含まない

ただし、科学研究費の内、機関研究費および輸入機械購入費は、本委員会において取り扱うものとする

第4条 委員会は、委員10名で組織し、内1名を委員長とする。委員長は委員の互選とし、第7条による改選の都度これを行なう

第5条 委員は、研究部の各部2名とし、その部の教授・助教授の互選による

(以下略す)

3) 工作委員会規程抜萃

第2条 委員会は、試作工場の業務運営を円滑にするため、次の事項について審議する

1. 試作工場の運営に関する重要事項の企画ならびに立案
2. 作業効率向上に関する事項
3. 業務実施に関する連絡調整
4. その他必要な事項

第3条 委員会は、委員長の他に委員若干名をもって組織する

第4条 委員長は、本所教授の中から教授総会で選出する。委員は次の通りとする

1. 研究部の各部ごとに、その部の教授・助教授またはこれに準ずるものの互選によるもの各1

名

2. 所長が必要と認め、教授総会の承認を得た者若干名
(以下略す)

4) 図書委員会規程抜萃

第2条 委員会は、所内図書室の運営について次の事項を行なう

1. 図書室運営に関する事務監督
2. 図書運営に関する企画ならびに立案
3. 図書運営に関する連絡調整
4. 購入図書を選択
5. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は、委員長の外、委員 10 名をもって組織する

第4条 委員長は、本所教授中より教授総会において選出された者、また委員は、研究部ごとに2名とし、その部の教授・助教授またはこれに準ずる者の互選によった者が、これに当たる
(以下略す)

5) 写真委員会規程抜萃

第2条 委員会は、写真室の業務運営を円滑にし、写真技術の向上を図るため下記の事項を行なう

1. 写真室運営に関する企画ならびに立案
2. 写真業務の予定計画ならびに実施報告に対する検討
3. 写真業務実施に関する連絡調整
4. 材料の入手使用ならびに業務技術に関する助言
5. 一般写真および高速度写真用設備・機械・器材の整備充実に関する企画
6. その他必要と認めた事項

第3条 委員会は、委員 5 名および専門委員若干名で組織し、委員の中 1 名を委員長に他の 1 名を副委員長とする

委員長および副委員長は委員の互選による

第4条 委員は、各研究部ごとに1名とし、その部の教授・助教授ならびにこれに準ずるもの互選による

第5条 専門委員は、委員長の依頼による

第6条 委員長、副委員長および委員の任期は1年とする
ただし、重任をさまたげない

6) 出版委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に出版委員会（以下委員会という）を置く

第2条 委員会は、下記出版物の出版に関して必要な事項を処理する

1. 生産研究
2. 東京大学生産技術研究所報告
3. 東大生研案内
4. 東京大学生産技術研究所年次要覧

5. 生研リーフレット
6. その他必要な出版物

第3条 委員会は、委員長1名、委員12名、専門委員若干名で組織する

第4条 委員長は、本所教授中から教授総会で選出する。任期は1年とし毎年4月1日に改める。重任をさまたげない

委員は教授、助教授またはこれに準ずるものの中から、1, 3, 5部から各2名、2, 4部から各3名をそれぞれの部で選出する。任期は1年とし、毎年4月1日と10月1日にその半数を改める。重任をさまたげない

専門委員は委員長の要請に応じて所長が委嘱する

第5条 委員長は、委員会を招集してその議長となる

第6条 委員長が必要と認めるときは、特定の事項につき小委員会を設けること、また委員以外の者を委員会に列席させて意見を聞くことができる

付 則

1. この規定は昭和33年10月1日から実施する
2. 生産研究編集委員会は昭和33年9月30日限り廃止する
3. 生産研究編集委員会の委員長または委員であって、昭和33年10月1日以降任期が残存するものは、その残存任期中本委員会の委員長または委員となるものとする

7) 営繕委員会規程

第1条 東京大学生産技術研究所に営繕委員会（以下委員会という）を置く

第2条 委員会は所の施設の整備改善、合理的運用および将来計画に関し次の事項を行なう

1. 土地、建物、工作物等の新営、ならびに維持管理に関する企画および立案
2. 電気、通信、ガス、水道、暖房等の合理的使用方法の検討ならびに助言
3. 構内警備に関する企画ならびに助言
4. その他必要と認められた事項

第3条 委員会は委員長1名、幹事1名、委員5名および専門委員若干名で組織する

第4条 委員長は本所教授中から教授総会で選出する

幹事は委員長の要請に応じて教授・助教授中より所長が委嘱する

委員は各研究部ごとに1名とし、その部の教授・助教授の互選による

専門委員は委員長の要請に応じて所長が委嘱する

第5条 委員長および委員の任期は2年とし重任はさまたげない

第6条 委員長は委員会を招集しその議長となる

第7条 幹事は委員長を補佐し委員会の業務に必要な企画、連絡、調整に当たる

第8条 委員長が必要と認めるときは特定の事項につき小委員会を設けることができる

第9条 委員長が必要と認めるときは委員以外の者を委員会に列席させて意見をきくことができる

付 則

この規程は昭和33年6月18日から実施する

8) 厚生委員会規程抜萃

第2条 委員会は本所の厚生に関する施設ならびに事業の円滑な運営を図るため次の事項を行なう

1. 職員、大学院学生の体育、保健、衛生、福利ならびに職員のレクリエーション等に対する企画、運用に関する事項
2. 厚生事業部の運営に対する助言
3. その他必要と認められた事項

第3条 委員会は委員長および委員8名以内で組織する。委員長は所長が委嘱する

第4条 委員は下記に従い所長が委嘱する

1. 研究部ごとに1名とし、その部の教授・助教授ならびにこれに準ずるものの互選によるもの
2. 事務部は事務長
3. 所長が必要と認める職員および大学院学生の代表2名以内

第5条 委員長は委員会を招集し、その議長となる。委員長および委員の任期は1年とする。ただし、重任をさまたげない

(以下略す)

C) 生産技術研究所報告発行内規

第1条 東京大学生産技術研究所報告（以下生研報告と称する）の発行はこの内規によって行なう

第2条 生研報告は生産技術研究所（以下生研と称する）の研究業績を学外に発表するを目的とする

第3条 生研報告の発行に関する審議は、この内規に従って生研報告発行委員会（以下委員会と称する）が行なう

委員会の規定は、別にこれを定める

第4条 生研報告に掲載する論文は生研職員の研究成果または生研職員が中心となって行なった共同研究成果でその部の推薦を経たものとする

第5条 生研報告に掲載する論文は新しく発表する研究報告とする。ただし、学会誌等に概要を発表した研究報告を詳細にまとめたもの、または分割掲載した研究成果をまとめて発表する場合はこの限りでない

第6条 生研報告に掲載する論文は1篇、または2篇以上を1冊として発行する

第7条 前条について委員会は著者の希望を勘案してこれを決定する

第8条 生研報告に用いる文は、欧文または和文とし、和文の場合は本文の10%以内で2ページを越えない範囲の欧文梗概を付するを原則とする

第9条 生研報告は不定期に発行し、およそ300ページを単位として巻を改める。発行部数はその都度定める

備 考

- 1) 第4条により論文を推薦する場合は原則としてその内容につき部を中心とする関係者間で十分の討議を経ることを要する
- 2) 大学院学生および研究生の研究論文も第4条に準じて取り扱うことができる

D) 生産技術研究所研究員取扱内規

第1条 生産技術研究所において次の場合において、所長は総長に上申の上研究員を置くことができる

1. 生産技術研究所において一定期間特殊な事項の研究に対し、所外の者に研究の協力を委嘱す

る必要がある場合

2. 学内、学外より、生産技術研究所の施設を利用し一定期間研究することを依頼され、所長が差し支えないと認めたとき

第2条 研究員は、大学卒業または同程度の学力を有し、研究事項については相当の経験を有するものでなければならない

第3条 研究員に対して第1条第1号の場合は手当を支給することができる

第4条 第1条第2号の研究員にして特に費用を要するものは、その実費を負担させることができる

第5条 研究員は、本所職員に準じて取り扱う

ただし、別段に定められている事項についてはこの限りでない

第6条 研究員は、本所において研究した成果を発表するとき、または特許権等を申請する場合は、予め所長に協議しなければならない

第7条 各部において研究員を置こうとするときは、その部の主任は内申書を所長に提出しなければならない

内申書は、氏名、身分、研究目的、研究期間、研究方法、手当の額、その他必要な事項等を記入し、また本人の履歴書を添付しなければならない

第8条 所長は、内申書が提出されたときは、常務委員会に諮り総長に上申する

第9条 研究員は、研究期間中といえども本所において、差し支えある場合は発令を取り消すことがある

付 則

この内規は昭和26年10月1日より実施する

E) 生産技術研究所研究生規程

第1条 生産技術に関する事項につき研究を希望する者があるときは、本所において支障がない場合に限り、研究生として入所を許可することができる

第2条 研究生として入所を許可する者は、大学学部を卒業した者もしくはこれと同等以上の学力を有する者、または相当の経験を有する者で、本所において適当と認めた者とする

第3条 研究生を希望する者は、所定の願書に履歴書を添えて所長に差し出さなければならない

第4条 研究生は、所長の指揮監督を受け、本所が指定した教官の指導の下に研究に従事しなければならない

第5条 研究生がその研究業績を発表しようとするときは、必ず指導教官の承認を受けなければならない

第6条 研究生は、入学科として金500円を納付しなければならない

第7条 研究生は、研究料として月額金600円を3月または6月前分納しなければならない。ただし特に多額の費用を要する場合は、別に自弁させることがある

2. 既納の研究料は、還付しない

第8条 研究生の研究期間は、1年以内とする

2. 当初決定された研究期間を経てさらに研究を継続しようとするときは、その理由を具して所長に願い出で、許可を受けなければならない

第9条 研究生は研究期間の終わりに、その研究状況および成果を記載した報告書を指導教官を経

て所長に提出しなければならない

2. 研究生の研究期間が1年以上にわたるときは、1年の終わりにおいて、その研究状況の中間報告書を前項に準じ提出しなければならない

第10条 所長は、疾病その他の事由により、研究を継続することが不適当と認めるときは、その研究生に対し、退所を命ずることがある

第11条 研究生が期間満了前に退所しようとするときは、理由を具してその旨を所長に願ひ出なければならない

第12条 官公署または会社等より、依託研究生を入所させようとする場合も、本規程により取り扱う
付 則

この改正は、昭和31年4月1日から適用する。ただし、改正前から引き続き在学する研究生の研究料は、なお従前の例による

依託研究生入所願	
今般左記により研究生を入所させたいので御許可下さるようお願いいたします	
なお研究期間中は専心研究に従事させ貴所の諸規定を遵守させます	
記 記	
一、入所希望者氏名	
一、研究事項	年月日生
一、研究期間	自昭和 年月日 至昭和 年月日
一、希望指導教官	
昭和 年月日	
住 所	
官公署又は会社名	
代表者氏名	
東京大学生産技術研究所長殿	
國	

研究生入所願	
今般左記により研究生として貴所に入所を希望いたしますので御許可されたく別紙履歴書を添えてお願いいたします	
記 記	
一、研究事項	
一、研究期間	自昭和 年月日 至昭和 年月日
一、希望指導教官	
昭和 年月日	
願人	
住 所	
氏 名	
東京大学生産技術研究所長殿	
國	

F) 生産技術研究所受託規程

第1条 東京大学生産技術研究所（以下本所という）に対し、生産技術に関係がある学理的問題または物品等の研究・試作・試験・検定・製作・調査等を委託しようとする者があるときは、本所で適当と認めたとときにこれを受託する

第2条 前条の委託をしようとする者は、別紙様式(1)に定める申込書を提出しなければならない。受託を承諾したのに対しては、別紙様式(2)の受託承諾書を交付する

第3条 受託の承諾を得た者は、第5条に定めた料金を、指定の期間内に、本所に前納しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、前項の料金の分納または後納を認めることがある。指定の期間内に前項の料金を納付しないときは、委託を取り消したものとみなす

第4条 一旦納付した料金は、これを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由によって委託事項を遂行し得ないときは、その全部または一部を委託者に還付することがある

第5条 第3条第1項の料金は、委託事項に要する経費を算定してその都度これを定める

第6条 本所が、受託事項実施中特に多額の費用を要し、納付された料金に不足を生じると認めた

様式(1)

受託申込書

昭和 年 月 日

東京大学生産技術研究所長 □□□□殿
 東京大学生産技術研究所受託規定により下記内容をもって研究・試作・検定・製作・調査を委託したくお願いいたします
 現住所
 氏名印
 記(委託の内容)

1. 題 目	
2. 目的および内容	
3. 予算の範囲	
4. 器具・資料等提供の有無 (品名・数量・提供の時期 記入のこと)	
5. 完成希望期限	
6. 公表猶予期限	
7. 発明特許のあった場合の処置	
8. その他希望事項	

様式(2)

受託承諾書

昭和 年 月 日

殿
 昭和 年 月 日付申込の委託事項は本所受託規定に基づき下記の条件によってこれを承諾します
 東京大学生産技術研究所長 □□□□
 記

1. 題 目	
2. 担当者氏名	主件担当者 分任担当者
3. 完了予定期日	
4. 所要経費	
5. 所要経費納期	
6. 提供を要する器具ならびに資材	
7. 発明特許の処置	
8. そ の 他	

ときは、改めて委託者と協議することができる

第7条 下記の各号の場合においては、委託者の受ける損害に対し本所は、その責を負わない

1. 天災、その他やむを得ない事由によって、受託事項を遂行し得ない場合
2. 委託を受けた物品の試験・検定等の間に損害を生じた場合
3. 委託者が、その責務を完全に履行せずと本書が認めたときに執った処理に基く場合

第8条 受託事項が完了したときは、その経過ならびに結果を委託者に報告する。ただし、受託実施中において、委託者の希望によって中間報告をすることができる

第9条 受託事項に関する成果を公表するときは、本所がこれを行なう

前項の公表が委託者の利益を害するおそれがあると認められるときは、2年以内、その公表を猶予することができる

第10条 委託者は、本所が必要と認めるときは、補助者を一定の期間中派遣することができる

前項の補助者の勤務に関しては、本所職員に準じて取り扱うが、給料・手当・旅費等は、これを支弁しない

第11条 受託事項で本所職員が発明したときにおける発明特許等に関する規程は別にこれを定める
 付 則

本規程は昭和 25 年 3 月 11 日から施行する

G) 生産技術研究所勤務発明暫定規程

第1条 東京大学生産技術研究所（以下本所という）に勤務する者（以下職員という）が、その勤

務に関してなした発明（以下勤務発明という）の取扱いについては、当分の間、この規程の定めるところによる

第2条 勤務発明のうち、その内容が本所の業務範囲に属し、またその発明をなすにいたった行為が、その職員の仕事に属するもの（以下任務発明という）については、その発明者が特許を受けたとき、東京大学はその実施権を受けるものとする

第3条 職員は、自己の勤務発明の特許を受ける権利、または特許権、もしくは任務発明以外の勤務発明の実施権を、東京大学に移譲することを願い出ることができる

第4条 本所所長は、東京大学学長の監督のもとに、前2条に規程した特許を受ける権利、特許権または実施権に関する事務をつかさどる

第5条 本所受託規程に基づく受託事項について、本所職員が発明したときには、この規程に従う本所受託規程第10条に規定する補助者が、受託事項について発明した場合には、その補助者を指導する本所職員と共同して発明したものとみなして、この規程を適用する

第6条 この規程は、実用新案および意匠登録にもこれを準用する

付 則

本規程は昭和24年9月22日から施行する

H) 東京大学受託研究員規程

第1条 この規程は、文部省受託研究員実施要項に基づき、民間会社等（以下「委託者」という）よ

東京大学 殿 所在地 会社名 社長	年		氏受託研究員	受託研究員 申込書
	月		所属部課	
	日		研究題目	
			研究期間	
			指導を受けた 教官の職氏名	
			教官の所属部局名	

東京大学 殿 所在地 会社名 社長	年		氏受託研究員	受託研究員 研究期間 更新 書
	月		所属部課	
	日		研究題目	
			更新研究期間	
			指導を受けた 教官の職氏名	
			教官の所属部局	

りの委託に応じ、その現職技術者を受託研究員（以下「研究員」という）として本学に受け入れる場合における必要な事項について定める

第2条 研究員として許可する者は、大学を卒業した者または本学がこれと同等以上の学力を有すると認めた者とする

第3条 委託者の代表者または長は、所定の申込書に推薦書および本人の履歴書を添えて当該学部または研究所の長に願出しなければならない

第4条 学部または研究所の長は、当該部局において適当と認め、かつ、支障のない場合に限り、総長の認可を得て研究員の受入れを許可する

第5条 研究員は、指導教官の指導のもとに研究に従事しなければならない

第6条 研究員の研究期間は、一年以内とし、第4条の規定による許可があった日の属する年度の末日をもって終了するものとする

第7条 前条の期間満了後、研究を継続する必要があるときは、委託者は、理由を付して当該学部または研究所の長に願出しなければならない

第8条 学部または研究所の長は、前条による願出があったときは、総長の認可を得て、一年以内に限り研究期間の更新を許可することができる

第9条 第4条または第8条の規程による許可があったときは、委託者は、研究料として金 12 万円をただちに納付しなければならない

2. 既納の研究料は、還付しない

第10条 研究料は、研究期間が一年未満の場合にも研究員一人につき 12 万円とする

第11条 委託者が、第4条または第8条の規定による許可があった後、ただちに研究料を納付しないときは、許可を取り消す

付 則

この規程は、昭和 33 年 5 月 2 日から適用する

この改正は、昭和 34 年 4 月 1 日から適用する

1) 生産技術研究所輪講会要項

1. 本会は生産技術研究所輪講会と称する
2. 本会は生産技術研究所内における知識の交換を目的とする
3. 本会の事務を運営するため世話人を置く。世話人は各研究部より 1 名ずつ選出し内 1 名を世話人代表に互選する
4. 本会は毎月第 3 水曜日午後 1 時 30 分から 2 時 20 分まで開催するのを原則とする。ただし、教授総会その他の都合により日時を変更することがある
5. 講演者は 1 回 1 名とし、講演時間は 1 名 45 分（外に質疑討論 5 分）以内を原則とする
6. 講演の順序は原則として順次各部より適当な講演者を選出し講演の 2 週間以前までに庶務掛に申出講演要旨を 1 週間前までに送付するものとする
7. 庶務掛は当番部に講演の日から 1 カ月以前に通知するものとする
8. 世話人会は講演者の決定その他本会に関する事項を処理するものとする
9. 臨時聴講希望者は世話人に申し出て了解を得ることを要する
10. 輪講会を司会するため当番幹事を担当部より選出する

東京大学生産技術研究所年次要覧

—— 第9号 (1960年度) ——
(1961年発行)

昭和36年3月31日現在 編 集

昭和36年5月25日 発 行

発 行 所 東京大学生産技術研究所
 千葉市弥生町1
 電話千葉(2)0261(代表)

麻布庁舎：東京都港区麻布新竜土町10
電 話 (408) 4291 (代 表)

印 刷 所 三美印刷株式会社
 東京都千代田区神田多町2ノ7